

平成八年三月三十一日をもつてらい予防法が廃止され、悲願だった人権が復権できたことを、亡き先輩療友三、一九四名が眠る納骨堂の墓前にご報告できますことは誠に意義深いものがあります。

昭和五年国立療養所の第一号として設立された長島愛生園は、祖国浄化と楽土建設、同病相愛・相互扶助の精神をモットーに施設運営がなされたのであります。

こうした中で先輩療友は病氣と闘いながら重病棟や不自由者棟の付き添い看護を始め、道路の建設、米麦の陸揚げ、汽缶場の石炭運搬、火葬業務に至るまで、施設運営に必要なあらゆる作業に従事し、苛酷な重労働を血の滲む思いで行ってきたのであります。

入園者は逃走を防止するため園内通用票の使用を義務づけられ、現金・米・カメラ等の使用を厳しく禁じられました。結婚には優生手術を条件にされるなど、人間としての尊厳を著しく傷つけられ抑圧された苦難の療養生活を余儀なくされてきたのであります。

爾来私達は、亡き先輩療友の指導の下に幾多の困難と闘いながら医療・看護・介護・福祉の充実・生活環境の整備等に全力をあげると共に、療養生活の向上、人間性の回復に努力してまいりました。平成三年四月全患協は、らい予防法改正に関する要請書を厚生大臣に提出しましたが、翌年三月藤楓（とうふう）協会にハンセン病予防事業対策調査検討委員会が設置され検討が開始されたのであります。

平成六年一月大谷私案が発表されるや予防法問題は急速に展開し、平成六年十一月所長連盟・翌七年一月全患協・同じく四月日本らい学会が、見解・基本要求・声明等を発表したのであります。

平成七年十二月厚生省保健医療局長の私的な諮問検討会らい予防法見直し検討会は、「ハンセン病は治ることが国際的にも証明されていることから医学的知見に照らし、予防措置を講ずる必要がない」とした上で「入所者の医療・福祉を従前どおり措置することを前提に、らい予防法を廃止する」との報告書をまとめられたのであります。

政府は直ちにらい予防法の廃止に関する法律案を作成し、第一三六国会に提出し、衆参両議院で審議の結果、付帯事項四項目を決議し法案は可決されたのであります。

廃止法の制定に当たり、藤楓協会大谷藤郎（おおたにふじお）先生始め厚生省関係者の並々ならぬ御努力、議懇議員ならびに友好団体等多くの方々の御支援により、八十九年にわたる強制隔離政策に終止符を打つことができました。御尽力いただいた方々に心から感謝申し上げる次第であります。

私達は現在六七八名が療養生活を送っておりますが、高齢化が進んで平均年齢も七一・六歳と高くなっております。加えて知覚麻痺を伴った後遺障害は増進し、今後の医療・看護・介護はますます重要な課題になっております。

今後とも安心して療養生活が送れるように医療・看護・介護をしなければなりません。

人間性の回復を願いながら志し半ばで無念の思いを残し亡くなられた先輩療友に対し、三月三十一日をもつてらい予防法が廃止され、平成八年四月一日かららい予防法の廃止に関する法律が施行されたことを御報告し祭文と致します。安らかにお眠りください。